

大村市立三城小学校いじめ防止基本方針

令和5年 4月

【学校基本方針策定の目的】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならずその生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本方針は、いじめの問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするために策定する。

【関係法規】

(いじめの定義)第2条「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務)第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

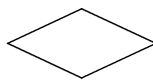
いじめ防止対策推進法より 抜粋

【いじめの基本認識】

- いじめはどの学校・学級でも起こりうるものである
- いじめは人間として絶対に許されない行為である
- いじめ問題については、被害者の立場に立った指導を行う
- いじめ問題は学校のあり方が問われる問題である
- 表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生していないかどうかを慎重に見極め、いじめに該当するか否かを判断する
- 関係者が一体となって取り組むことが必要である
- いじめ問題は家庭教育のあり方に大きく関わる問題である

【めざす児童像】

かしこさ いっぱい
やさしさ いっぱい
たくましさ いっぱい



- 自ら考え、行動する子
- 思いやりがあり、助け合う子ども
- 最後までやりぬく子
- 生命を大切にし、健やかな体と心を持つ子

【いじめ防止対策のための組織】

いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学年主任、特別別支援コーディネーター、養護教諭、(当該学級担任)

<活動>

- ①いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等の持ち方)
- ②いじめ防止に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他、いじめの問題について児童への啓発、指導に関すること

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する

児童理解の会

毎月一回、全教職員で問題傾向を有する児童や支援の必要な児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通理解、共通実践について話し合いを行う。また、緊急を要する問題が起きたときは、臨時に全職員を招集して話し合う。

【PTA及び関係機関等との連携】

- 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切を伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、学校評議員会議、学校支援会議、PTA総会、学級懇談会等で伝えるとともに理解と協力をお願いする。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援、いじめを行った児童の保護者に対する助言等を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- いじめの事実を確認した場合は市教育委員会への速やかな報告を行う。また、重大事態発生時の対応等については、教育委員会に指導・助言のもとに学校として組織的に動く。

◇保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育む。また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが大切である。

- ・日ごろから子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努める。
- ・子どもとともに過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化に気付くよう努める。
- ・基本的な生活習慣の確立や、情報機器使用のルール策定など、家庭におけるルールづくりに努める。
- ・学校の教育方針や教育活動への理解や協力を努めるとともに、ふだんから学校とコミュニケーションをとるよう心がける。

◇地域における取組との連携

学校運営協議会における取組の推進

- ・地域人材の学校教育活動への参画
- ・児童と家庭や地域の多くの大人が接するような取組推進
- ・公民館活動や青少年健全育成事業への児童の積極的な参加
- ・学校と学童保育施設の連携による児童の状況把握
- ・地区子ども会等での地域における児童の状況把握

《 いじめ問題への取組 》

【いじめの未然防止の取組】 ～いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり～

学校

(1) 学級経営の充実

- 児童一人一人成就感や充実感を持つことができる「わかる授業」を実践する。
 - ・学習規律の徹底
 - ・基礎的・基本的事項の徹底習得
 - ・T T加配による少人数指導、教育支援非常勤講師による個別指導
- 児童一人一人が所属感や自己肯定感を持つことのできる学級集団づくりに努める。
 - ・話し合い活動、学級会活動の充実
- 互いに認め合い、支え合い、助け合う学級の雰囲気醸成する。
 - ・教師の認め励ます言葉かけ
 - ・「よいところ見つけ」や「ありがとうの木」などの取組

(2) 道徳性を養う道徳教育の充実

- すべての教育活動を通して、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
 - ・縦割り活動の実施
 - ・1年生を世話する6年生のパートナー活動
 - ・障害者の方から学ぶ福祉活動
- 道徳の授業を通して、人権尊重の精神や思いやりの心を高める。
 - ・普段の生活に密着した読み物教材の活用
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を活用し、いじめ防止や生命尊重等、道徳性の育成をねらいとした取組を行う。

(3) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- 体験学習を積極的に実施する。
 - ・地域の人材、施設を活用した体験活動の実施
 - ・各学年に応じた遠足、宿泊的行事の実施
- 子ども会活動への積極的な参加を勧める。
- 三城校区健全協主催事業への積極的な参加を勧める。

(4) インターネットの危険性や情報モラルについての指導を行う。

- 学級活動や総合的な学習の時間のカリキュラムに、系統的に指導内容を組み込む。
- 高学年には、SNSでのトラブル等について具体的に指導する。

保護者や地域への働きかけ

(1) いじめ問題についての学校の基本姿勢と保護者の役割について啓発しておく。

- 入学説明会やPTA総会、学級懇談会の機会に、校長及び学級担任から、いじめ問題に対する学校の基本方針を説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者地域の理解を得る。
- 学校だよりや学級通信等の広報誌を使って啓発する。

(2) 学校運営協議会でも必要に応じて取り上げ、地域へも学校だよりや学校HPを使って、学校のいじめに対する基本方針や学校の実態をお知らせし、協力を仰ぐ。

【 いじめの早期発見 】 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

- (1) 日々の観察をしっかりと行う
 - 教職員が子供たちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がける。
 - 休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に子供たちの様子に気を配る。
 - いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
 - 心の教室相談員がいることを知らせたり、県や市の相談窓口があることを知らせる掲示やカードを配ったりして相談する人は担任以外にもいることを知らせる。

<観察の視点>

 - ・児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。
 - ・個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。
 - ・上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあつたら直ぐに対応し、原因を明らかにする。
- (2) 日記や連絡帳・資料等の活用
 - 日記や連絡帳の活用によって、担任・児童・保護者が日ごろから連絡を密に取り信頼関係を構築する。
 - メッセージ「長崎県の子どもたちへ」等の資料の活用により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- (3) 教育相談(カウンセリング)の実施
 - 児童を対象に、定期的な教育相談期間を設けて全児童を対象とした教育相談を実施する。
 - 日常生活の中で教職員の言葉かけによって、教職員と児童の信頼関係を醸成し、児童が日ごろから気楽に相談できる環境をつくっておく。(チャンス相談)
 - 気になることがある場合は、保護者に対して教育相談や家庭訪問等を実施するなど、迅速に対応する。
- (4) いじめ実態調査アンケート
 - 毎月、全児童を対象に悩みの調査アンケートを実施する。
 - 4年生以上は、学期末に「アセス」を実施する。
- (5) 家庭にお願いすること
 - 子どもとの会話をできるだけ多くする。
 - 服装等の汚れや乱れに気を配る。
 - 子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。
 - 悩みは何でも親に相談できるような雰囲気、普段から作っておく。

【 いじめに対する措置 】 ～問題を軽視せず、迅速且つ組織的に対応する～

- (1) 正確な事実把握
 - いじめ防止対策委員会のメンバーを中心に、当事者双方や周りの児童からの聴き取り調査を実施し、情報収集と記録を正確に行っていじめの事実確認に努める。
 - 緊急の児童理解の会を招集し、全職員で情報を共有し、事案について正確に把握する。
 - 一つの事象にとらわれずいじめの全体像を把握するように心がける。
- (2) 指導体制、方針決定
 - 緊急の職員会議を招集し、教職員全体で指導方針を確認する。
 - 指導は担任任せにするのではなく、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対

応する。

○大村市教育委員会、大村市こどもセンター等の関係機関との連絡調整を密に行う。

(3) 児童への指導および支援

○いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除くことを第一に行う。

- ・つらく苦しい気持ちに共感しいじめから全力で守ることを約束する。
- ・休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。
- ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。

○いじめた児童に対しては相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、いかなる理由があろうと「いじめは人間としてもっとも恥ずかしい行為」であり、「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめの行為を即座にやめさせる。

○周りの児童に対しては、傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみや悲しみを理解させる。

- ・友達の言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さに気付かせる。

(4) 保護者との連携

○いじめられた児童の保護者に対して

- ・わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情をよく聞いてもらう。
- ・聞き取った事実は、学校に報告してもらい、事実確認を行う。
- ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。

○いじめに加わった保護者に対して

- ・学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。
- ・学校から伝えられた事実を冷静に受け止めたうえで、わが子の言い分を十分に聞き事実確認をおこなってもらう。
- ・被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。

(5) いじめ解消までの見届け

- ・①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童が心身の苦痛を感じていないことという、いじめが「解消している」状態まで継続して対応する。
- ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び課外児童について、日常的に注意深く観察する。

【重大事態発生時の対処】

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、加えて児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、大村市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

*次ページに掲載のフローチャートに添って、具体的な対応を行う。

《重大事態発生時の対処》

